4　前項の規定を適用する場合において、同項に規定する特定公的年金等の支払者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該特定公的年金等に係る所得税の所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があった場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長は、改正法附則第十条第四項の規定により還付すべき金額のうちまだ還付されていない金額を同条第三項に規定する居住者に還付する。

一　特定公的年金等の支払者でなくなったこと又は所得税法第二百三条の二の規定により徴収して納付すべき所得税の額がなくなったことにより改正法附則第十条第四項の規定による還付をすべき金額の全部又は一部を還付することができないこととなった場合

二　改正法附則第十条第四項の規定による還付をすべきこととなった日の属する月の翌月一日から起算して二月を経過した後において、なお当該還付をすべき金額の全部を還付するに至らない場合

5　前項の規定の適用を受けようとする同項に規定する支払者は、同項各号のいずれかに該当することとなった旨を記載した書面に、各人別の改正法附則第十条第四項の規定による還付をすべき金額及び当該金額のうちまだ還付をされていない部分の金額その他必要な事項を記載した明細書を添付して、これを前項の税務署長に提出しなければならない。

6　改正法附則第十条第三項から第五項までの規定の適用がある場合における所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十条第三項から第五項まで（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）」とする。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、改正法附則第十条第三項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第十三条　改正法附則第十一条第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　前条第三項から第七項までの規定の適用については、同条第三項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、「第二百三条の二」とあるのは「第二百三条の二及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。次項第一号において「特別措置法」という。）第二十八条第一項」と、同条第四項中「、改正法」とあるのは「、改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同項第一号中「第二百三条の二」とあるのは「第二百三条の二及び特別措置法第二十八条第一項」と、「所得税の額」とあるのは「金額」と、「改正法」とあるのは「改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同項第二号及び同条第五項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同条第六項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、「附則第十条第三項から第五項まで（）とあるのは「附則第十一条第一項（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する同法附則第十条第三項から第五項まで（）と、同条第七項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」とする。

二　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六条第十五号の規定の適用については、同号中「第四節」とあるのは、「第四節及び所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法附則第十条第三項から第五項まで」とする。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　第二条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第二項の規定は、令和七年十二月一日以後に生ずる災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第一条に規定する災害により被害を受ける場合について適用し、同日前に生じた同条に規定する災害により被害を受けた場合については、なお従前の例による。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二百十七条の二を削る改正規定及び附則第一条第二号中「削る」を「削り、第二百十七条の三を第二百十七条の二とする」に改める。

法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百二十一号

法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、並びに同法附則及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十三条の十一」を「第百二十八条」に、「第三款　収益及び費用の帰属事業年度の特例　第一目　リース譲渡（第百二十四条―第百二十八条）　第二目　工事の請負（第百二十九条―第百三十一条）」を「第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税　第一節　総則（第百五十五条の三―第百五十五条の三十五）　第二節　用語の定義等（第百五十五条の三十六―第百五十五条の五十八）　第三節　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（第百五十五条の五十九）　第四節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税（第百五十五条の六十―第百五十五条の八十一）」に、「第三章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等　第一節　総則（第百五十五条の三―第百五十五条の三十五の二）　第二節　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（第百五十五条の三十六―第百五十五条の五十七）　第三節　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税（第百五十五条の五十八）　第四節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税（第百五十五条の五十九）　第一款　申告（第百五十五条の六十）　第二款　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税申告（第百五十五条の六十一）」に、「第三章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等　第一節　総則（第百五十五条の三―第百五十五条の三十五の二）　第二節　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（第百五十五条の三十六―第百五十五条の五十七）　第三節　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税（第百五十五条の五十八）　第四節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税　第一款　申告（第百五十五条の六十）　第二款　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税申告（第百五十五条の六十一）」に、「第三章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等　第一節　総則（第百五十五条の三―第百五十五条の三十五の二）　第二節　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（第百五十五条の三十六―第百五十五条の五十七）　第三節　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税（第百五十五条の五十八）　第四節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税　第一款　申告（第百五十五条の六十）　第二款　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税申告（第百五十五条の六十一）　第四章　退職年金等積立金に対する法人税（第二百七条）」を「第三章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等　第一節　総則（第百五十五条の三―第百五十五条の三十五の二）　第二節　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（第百五十五条の三十六―第百五十五条の五十七）　第三節　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税（第百五十五条の五十八）　第四節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税　第一款　申告（第百五十五条の六十）　第二款　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税申告（第百五十五条の六十一）　第四章　退職年金等積立金に対する法人税（第二百七条―第二百十条）　第五章　更正及び決定（第二百八条―第二百十条）」を